

添付法令資料 3 :

税務分野における犯罪事件の処理に係るガイドラインに関する
2025年12月10日付インドネシア共和国最高裁判所規則No.3 (目次)
同月23日施行

- 第1章 総則 (第1条)
- 第2章 原則、目的及び範囲 (第2条ないし第4条)
- 第3章 税務分野における犯罪事件の処理
 - 第1節 租税刑事責任 (第5条及び第6条)
 - 第2節 行政上の処理及び刑事上の処理 (第7条)
 - 第3節 公判前申立て (第8条)
 - 第4節 裁判官の指名 (第9条)
- 第4章 税務分野における犯罪行為に係る手続法
 - 第1節 資産凍結 (第10条)
 - 第2節 証拠の差押え (第11条)
 - 第3節 回復のための没収 (第12条)
 - 第4節 元本及び行政制裁金の支払い (第13条及び第14条)
 - 第5節 判決 (第15条ないし第18条)
 - 第6節 被告人の欠席 (第19条)
 - 第7節 被疑者又は被告人の死亡 (第20条)
- 第5章 経過規定 (第21条)
- 第6章 終則 (第22条)